

令和8年度(2026年度)生産性向上投資支援事業費補助金(DX・CN化支援分)

公募要領

1 趣旨

中堅企業(※)を目指し、成長を志向する企業の稼ぐ力の向上に向け、DX(デジタルトランスフォーメーション)・CN化(カーボンニュートラル)に取組み生産性向上を目指す県内製造業等を営む中小企業者に対し、企業成長のための投資への支援を行う。

(※) 中小企業(300人以下)を除く従業員2,000人以下の企業

【取り組む必要性】

- ・ 人手不足が深刻化する中、企業の競争力を向上させるためにはDX(デジタルトランスフォーメーション)による生産性向上が必要不可欠である。
- ・ 各種メーカーのサプライチェーン参入のためには脱炭素化等を図るCN化(カーボンニュートラル)に向けた取組みが求められる。

2 補助対象事業

企業成長を目的として行うDX・CN化の推進のために次のいずれかの事業。

- (1) 生産現場等のデジタル技術を用いた生産性向上や製品の付加価値創出に必要な機器等の整備を行う事業。
- (2) サプライチェーン全体のCN化(電動車などの二酸化炭素排出削減に繋がる製品の部品等を製造する事業、取引先からの要請により排出削減を実施する事業や排出量を可視化する事業等)に繋がる設備等の導入を行う事業。
- (3) 生産現場等における製品製造時の省エネルギーの推進に資する設備等の導入を行う事業。(ただし、産業用エアコンや照明といった製造に係る周辺環境に関わるものについては除く。)

(注) 自社の業務のために構築される「情報システム」や「パッケージソフトウェア」、月額や年額の利用料を支払い利用する「サブスクリプションサービス」、関連して設備自体が自社に設置されない「クラウドサービス」等の導入についても補助対象事業に含まれます。

【デジタル化推進の例】

- ・ AIやデジタルプラットフォームを活用し、企業間の情報共有や品質管理を高度化することで、受注拡大や取引拡大を図る(AI等)
- ・ 協働ロボット等の導入により、生産工程の自動化・省人化を図り、生産性向上や高付加価値業務への人材シフトを実現する(ロボット等)

【CN化推進の例】

- ・省エネルギー性能及び生産効率の高い機械設備を導入し、エネルギー使用量の削減と生産性向上を両立する
- ・脱炭素化に資する製品・部材の生産体制を強化し、供給能力の向上を通じて市場への普及促進及び事業拡大を図る

3 補助対象者

県内に事業所・工場を有する事業者であって、次の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 製造業等の事業者であること。

具体的には、日本標準産業分類における大分類「製造業」、又は大分類「情報通信業」のうち中分類「情報サービス業」若しくは中分類「インターネット附随サービス業」を営む事業者であること。

(2) 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者であること。

具体的要件は、下表のとおり。

業種	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルトを除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

○業種は、日本標準産業分類を基に、営む事業の内容と実態から判断します。

○業種区分の定義に当てはめることが難しい事業や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他の業種」として判定します。

○本事業では、以下の者は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(b) 個人事業主本人及び同居の親族従業員

(c) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
→法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれません。）

(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

→ 本事業における「通常の従業員」とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定

めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

→ 「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合は、「(d-2) パートタイム労働者」に該当します。

○中小企業者のうち、発行済み株式の総額が2分の1以上を同一の大企業が所有する等の「みなし大企業」に該当する事業者は、補助対象者から除かれます。「みなし大企業」の定義については、以下のとおりです。

【参考】みなし大企業について

次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とします。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※ここでいう大企業は、中小企業基本法に定義する中小企業者以外のものです。ただし、以下の者は大企業として取り扱いません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

4 補助率・補助限度額・補助対象期間

補助率：2分の1以内

補助限度額：500万円（下限50万円）

※予算の範囲内で当該補助事業を実施するため、要望額どおりで採択されるとは限りません。

補助対象期間：交付決定日から最長で令和9年（2027年）2月10日まで

5 補助対象経費

補助対象経費

機器等の導入に係る以下の経費

- ・ 謝金
- ・ 旅費
- ・ 機器等整備費（デジタル技術を活用した機器及び生産工程の脱炭素化及び省エネルギー推進等に資する設備の購入、改良及び備え付け等に必要な費用 など）
- ・ 既存の機器等の撤去及び廃棄に要する経費
（補助事業で購入する機器等に入れ替える場合に限る。なお、既存の機器等を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とする。）
- ・ 事業経費（IT企業及び脱炭素関連コンサルタント企業等への技術コンサルタント料、ライセンス料・サービス使用料 など）
- ・ 委託費（IT企業及び脱炭素関連コンサルタント企業等へのコンサルティング委託費用、技術開発委託費用 など）

※汎用性があり、目的外使用になり得る機器等（パソコン、プリンタなど）に係る経費は原則対象外。

※生産工程の脱炭素化及び省エネルギー推進等に資すると認められない業務・産業用エアコン等に係る経費は原則対象外。

※HP作成、ECサイト作成等に係る経費は補助対象外。

【補助対象期間とライセンス料・サービス使用料等に関する注意】

利用期間と支払日の両方が、補助対象期間内である必要があります。

例1) 10月1日事業開始で月払いかつ後払いの場合

※補助対象期間は、最長で令和9年1月29日まで

補助対象可否	利用日	支払日
×	R8. 6. 1～R9. 9. 30 (×)	R8. 10. 21
○	R8. 10. 1～R8. 10. 31	R8. 11. 21
×	R9. 1. 1～R9. 1. 31	R9. 2. 21 (×)
×	R8. 2. 1～R9. 2. 28 (×)	R9. 3. 21 (×)

例2) 10月1日事業開始で利用料1年分をまとめて前払いの場合

補助対象可否	利用日	支払日
△	R8. 10. 1～R9. 9. 30 (△) ※補助対象期間中の分のみ、 月割（日割）計算して対象 (R8. 10. 1～R9. 1. 29→○) (R8. 2. 14～R9. 2. 20→×)	R8. 11. 30

6 補助対象外経費

- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費や電話代等
- ・ 商品券等の金券購入に係る経費
- ・ 雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 不動産の購入、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 振込手数料
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタ等）の購入に係る経費（ただし、補助事業の遂行のみに必要な場合のリース等は可）
- ・ 販売や営利活動（商品の販売を伴う展示会事業等）に係る経費
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 発注から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない経費
- ・ 補助金応募書類、実績報告書の作成・送付・手続きに係る費用
- ・ 料金体系が従量課金方式のクラウドサービス等の利用料
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7 応募手続き

- (1) 応募先 公益財団法人 くまもと産業支援財団 事業革新支援室
- (2) 募集期間 令和8年（2026年）7月6日（月）
～令和8年（2026年）7月31日（金）午後3時必着
- (3) 応募書類（メールでデータを提出）
 - ・ 令和8年度（2026年度）生産性向上投資支援事業費補助金（DX・CN化支援分）
交付要望書
 - ・ 導入する機器等の参考見積書など金額が確認できる資料
 - ・ 導入する機器等の概要が確認できる資料
 - ・ 直近2期分の決算書
 - ・ 企業概要（パンフレット等）※その他、審査に必要と認められる資料の提出を求める場合があります

補助金交付要望書様式は、募集期間中に公益財団法人 くまもと産業支援財団ホームページからダウンロードを行って下さい。

くまもと産業支援財団ホームページ : <https://www.kmt-ti.or.jp>

応募書類は、メールにより「11 お問い合わせ先」へ提出してください。

メールの件名（題名）を必ず「令和8年度生産性向上投資支援事業費補助金（DX・CN化支援分）交付要望書」としてください。また、本文には、「企業名」「所属（部署）」「氏名」「電話番号」「E-mailアドレス」を記載ください。

なお、メールを受信した後に担当者より、受信確認の返信を行います。2営業日以内に返信がない場合は、「11 お問い合わせ先」まで電話で御連絡ください。合計のファイルサイズが10MBを超える場合は、メールを受領できない可能性がありますので事前にご相談ください。

8 事業選定

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法

- ・提案案件は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行います。
- ・各審査員の総合得点の平均が、審査基準点（60点）に満たないものについては、採択しません。
- ・審議対象となる事業計画の要望額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で、各審査員の総合得点の平均が高いものから決定します。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択若しくは不採択の通知を行います。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

1 課題設定の妥当性			
審査基準		点数	配点
(1) 課題が適切な現状分析に基づいて設定されており、かつ明確なものであるか			
	・ 上記審査基準に該当	5	5
	・ 上記審査基準に非該当	1～4の審査基準0点	
2 課題の解決方法及び実施内容			
審査基準		点数	配点
(1) 課題に対する解決方法、実施内容に整合性が認められるか			
	・ 優れている	5	5
	・ 普通	3	
	・ 劣っている	0	
(2) 実施内容に対する実施体制、スケジュールが妥当か			
	・ 優れている	5	5
	・ 普通	3	
	・ 劣っている	0	

(3) 革新的技術を用いているか、または革新的な製品の開発に取り組んでいるか			30
	・革新性が非常に高い	30	
	・革新性が高い	20	
	・革新性が通常程度	10	
	・革新性が低い	5	
	・革新性が非常に低い	0	
<p>※基準例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社で技術開発を行って当該技術を用いている場合は一般的には、革新性が高く評価される。 ・カタログの中から選定して製品を購入する場合は、一般的には革新性が低く評価される。 ・当該技術のコア要素について、基本的には同業他社での導入事例があるかどうかで革新性を判断する。 ・例えば、汎用品のソフトウェアを用いて勤怠管理等を行うためのタブレットの導入や汎用生成 AI の導入、一般的な太陽光発電の設置等は、同業他社で十分導入事例があると考えられる為、革新性は低く評価される。 			

3 生産工程の改善効果			
審査基準		点数	配点
(1) 生産工程を改善するものであるか			20
	・生産工程を改善するもの	20	
	・生産工程の改善に関わるとはいえないもの	0	

4 機器等導入による効果及び今後の展望			
審査基準		点数	配点
(1) 課題に対して、生産性向上が見込まれるか			30
	・非常に優れている	30	
	・優れている	20	
	・普通程度に見込まれる	10	
	・劣っている	5	
	・非常に劣っている	0	
<p>※生産性向上については、売上増加の効果、費用削減（省力化）の効果の2点で評価し、両方の効果が見込まれるものを高く評価する。事業の定量的な効果については、申請のあった各事業間での相対評価とする。</p>			
(2) 複数社連携によりDX・CN化の効果が他社へ波及しているか			5
	・上記審査基準に該当	5	
	・上記審査基準に非該当	0	

【加点項目】

加点項目	点数
① 当公募の募集期間終了時点において、中小企業庁の「100億宣言」をしており、100億成長ポータルサイト (https://growth-100-oku.smrj.go.jp) に公表済	4点
② 当公募の募集期間終了時点において、森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある	1点

③ 当公募の募集期間終了時点において、熊本県SDGs登録制度に登録済	1点
④ 当公募の募集期間終了時点において、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議で定めたパートナーシップ構築宣言をポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp) にて公表済	1点

(3) 採択予定件数

6件程度

(4) 事業採択方法

応募された企業による補助事業計画書のプレゼンテーションにより、採択を決定します。

プレゼンテーション予定日：令和8年8月10日（月）

※応募状況等により、書面審査に変更する場合があります。

(5) 補助金の交付について

- ・採択決定後、内定通知を発送します。その後、交付申請書を提出いただき、予算について確認した上で、交付決定を行います。
- ・補助事業に着手できるのは、交付決定後です。
- ・事業終了後2週間を経過した日又は令和9年2月10日までのいずれか早い日までに、補助対象事業の成果、並びに支出ごとに発注から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただきます。報告内容を審査後、確定通知を発送します。その後、請求書を提出いただき、補助金の支払いを行います。
- ・実績報告書の提出が提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合があります。

9 スケジュール（予定）

- (1) 公募要望書提出・・・令和8年（2026年）7月31日（金）午後3時まで
- (2) 審査会・・・令和8年（2026年）8月中旬
- (3) 交付内定（採択・不採択の通知）・・・令和8年（2026年）8月中旬
- (4) 交付申請書提出・・・令和8年（2026年）8月中旬
- (5) 交付決定（事業開始）・・・令和8年（2026年）8月下旬
- (6) 実績報告（事業完了）・・・令和9年（2027年）2月10日（水）まで
- (7) 補助金支払い・・・令和9年（2027年）2月下旬を予定

10 その他

(1) 次に該当するものは採択できません。

- ・補助事業の成果の取得主体が実質的に補助事業者でないと認められるもの
- ・補助事業者の営利活動とみなされるもの
- ・国、都道府県又は市町村等が実施する他の補助金、委託費を受給する又は受ける予定（申請中も含む）事業と内容が重複するもの

- (2) 申請書（補助事業計画書、資金支出内訳表）については、できるだけ具体的に記載してください。
- (3) 採択になった事業者は、企業名・テーマ名・事業内容・効果・導入機器等を公表する場合があります。

1 1 お問い合わせ先

〒861-2202 上益城郡益城町田原2081-10
公益財団法人 くまもと産業支援財団 事業革新支援室
TEL 096-289-2438（直通） 担当：中島
Email : y-nakashima@kmt-ti.or.jp